

【プリオン】

| | | | | | | |
|--------|--------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 評価結果 | リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照） | | | | | |
| 通知時期 | 平成26年9月末 | 平成27年9月末 | 平成28年9月末 | 平成29年9月末 | 平成30年9月末 | 平成31年9月末 |
| 平成25年度 | A | | | | | |

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|---|
| 評価品目名 | 牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用について【肥料1】 |
| 評価品目の分類 | プリオン |
| 用途 | 肥料として使用 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価結果通知先 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成25年2月19日付け24消安第5598号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第3号及び第3号 |
| 評価目的 | 牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用についての健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | ①牛の部位（特定危険部位等を除く）を原料とする肉骨粉を肥料として利用すること。 ②牛の部位（特定危険部位等を除く）を原料とする肉かす等を肥料として利用すること。 |
| 評価結果の概要 | 提示された管理措置が採られることを前提とする限りにおいて、牛肉骨粉肥料等は、現行の牛の部位を原料とする肉骨粉等を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、本事項は食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成25年4月8日府食第276号、平成25年7月1日府食第522号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | — |
| リスク管理措置の実施に時間を要している理由 | — |
| 施策の概要等 | <p>① 牛の部位（特定危険部位等を除く）を原料とする肉骨粉を肥料として利用することについて、平成25年12月5日に以下の省令等を公布し、平成26年1月4日施行。</p> <ul style="list-style-type: none"> 肥料取締法施行規則の一部を改正する件 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件 肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件 肥料取締法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件の一部を改正する件 肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産される肥料の摂取を防止するための当該摂取の防止に効果があると認められる材料又は原料の使用その他必要な措置を行う方法を定める件 <p>平成26年7月2日に肥料取締法施行規則第1条第1号ホの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件を公布・施行。</p> <p>(施策の概要) 摂取防止材の使用や化学肥料の混合等の管理措置を義務付けた上で、牛の部位（特定危険部位等を除く）を原料とする肉骨粉の肥料利用を再開。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>② 牛の部位（特定危険部位等を除く）を原料とする肉かす等を肥料として利用することについて、平成26年9月1日に以下の省令等を公布（平成26年10月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料取締法施行規則の一部を改正する件 ・ 肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件 ・ 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件 ・ 特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件 ・ 肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件 ・ 肥料取締法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件の一部を改正する件 ・ 肥料取締法施行規則第4条第1号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件 ・ 特殊肥料の品質表示基準を定める件の一部を改正する件 <p>（施策の概要） 摂取防止材の使用や化学肥料の混合等の管理措置を義務付けた上で、牛の部位（特定危険部位等を除く）を原料とする肉かす等の肥料利用を再開。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p> |
| <p>施策の実効性確保措置</p> | <p>改正内容について、全国2ヶ所において説明会を実施。</p> |
| <p>その他特記事項</p> | <p>—</p> |

【プリオン】

| | | | | | | |
|--------|--------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 評価結果 | リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照） | | | | | |
| 通知時期 | 平成26年9月末 | 平成27年9月末 | 平成28年9月末 | 平成29年9月末 | 平成30年9月末 | 平成31年9月末 |
| 平成25年度 | A | | | | | |

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | 牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用について【肥料2】 |
| 評価品目の分類 | プリオン |
| 用途 | 肥料として使用 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価結果通知先 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成25年11月13日付け25消安第3897号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第3号 |
| 評価目的 | 牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用についての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | 牛の部位（特定危険部位等を除く）を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等を肥料として利用すること。 |
| 評価結果の概要 | 提示された管理措置が採られることを前提とする限りにおいて、本事項は食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成25年11月18日府食第932号) |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | — |
| リスク管理措置の実施に時間を要している理由 | — |
| 施策の概要等 | 牛の部位（特定危険部位等を除く）を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等を肥料として利用することについて、平成26年9月1日に以下の省令等を公布（平成26年10月1日施行）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件 ・ 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件 (施策の概要) 摂取防止材の使用や化学肥料の混合等の管理措置を義務付けた上で、牛の部位（特定危険部位等を除く）を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用を再開。 管理措置の一つとして、肥料を動植物質以外の原料で被覆する方法も行えることとした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし |
| 施策の実効性確保措置 | 改正内容について、全国2ヶ所において説明会を実施。 |
| その他特記事項 | — |

【プリオン】

| | | | | | | |
|--------|--------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 評価結果 | リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照） | | | | | |
| 通知時期 | 平成26年9月末 | 平成27年9月末 | 平成28年9月末 | 平成29年9月末 | 平成30年9月末 | 平成31年9月末 |
| 平成25年度 | A | | | | | |

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

| | |
|--------------------------|--|
| 評価品目名 | 牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直しについて【肥料3】 |
| 評価品目の分類 | プリオン |
| 用途 | 肥料として使用 |
| 評価要請機関 | 農林水産省 |
| 評価結果通知先 | 農林水産省 |
| 評価要請日等 | 平成26年2月13日付け25消安第5327号 |
| 評価要請の根拠規定 | 食品安全基本法第24条第1項第3号 |
| 評価目的 | 牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直しについての食品健康影響評価 |
| 評価目的の具体的内容 | 牛の部位（特定危険部位等を除く）を原料とする肥料を利用するにあたり導入する管理措置について、摂食防止材や化学肥料等との混合を要する肥料の例外として、蒸製又はアルカリ処理したものを加えること。 |
| 評価結果の概要 | <p>本件は、牛の部位を原料とする肥料利用に係る管理措置の一部見直しとして、摂食防止材や化学肥料等との混合を要する肥料の例外として明記されていなかった、蒸製又はアルカリ処理したものを加え、その対象を明確にするというものであり、今回の見直しに伴って、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としたこれまでの評価結果が変わるものではなく、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</p> <p>（平成26年2月17日府食第143号）</p> |
| 関係行政機関における施策の実施状況 | |
| 施策の検討経過 | — |
| リスク管理措置の実施に時間を要している理由 | — |
| 施策の概要等 | <p>牛の部位（特定危険部位等を除く）を原料とする肥料を利用するにあたり導入する管理措置として、肥料に摂食防止材や化学肥料等を混合する方法の他に蒸製又はアルカリ処理等の方法を加えることについて、平成26年9月1日に肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件を公布（平成26年10月1日施行）。</p> <p>（施策の概要） 牛の部位（特定危険部位等を除く）を原料とする肥料を利用するにあたり導入した管理措置について、管理措置の一つとして、蒸製又はアルカリ処理等も行えることとした。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p> |
| 施策の実効性確保措置 | 改正内容について、全国2ヶ所において説明会を実施。 |
| その他特記事項 | — |